



伊東国際特許事務所

ITO H INTERNATIONAL PATENT OFFICE

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1
丸の内 MY PLAZA (明治安田生命ビル) 16 階

電話 03 (5223) 6011 (代表)

FAX: 03 (5223) 7121

E-mail: info@itohpat.co.jp

関連米国特許法律事務所：IPUSA, PLLC (米国ワシントン DC)

2021 年 12 月 24 日

伊東国際特許事務所
所長 弁理士 伊東 忠重

件名：日本特許庁による特許料等の料金改定について

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2021 年 12 月 24 日、日本特許庁は 2022 年 4 月 1 日付で特許料等を改定することを発表いたしました。

以下に改定料金の概要を記載しておりますので、ご確認下さいますようお願いいたします。特に国際出願 (PCT 出願) 料金は大幅に値上げされますので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。

なお、弊社手数料につきましては、従前どおりで変更はございません。

1. 特許

項目	改定前金額(旧料金)	改定後金額(新料金)
特許料(第 1 年から第 3 年まで)	毎年 2,100 円＋ (請求項の数 × 200 円)	毎年 4,300 円＋ (請求項の数 × 300 円)
(第 4 年から第 6 年まで)	毎年 6,400 円＋ (請求項の数 × 500 円)	毎年 10,300 円＋ (請求項の数 × 800 円)
(第 7 年から第 9 年まで)	毎年 19,300 円＋ (請求項の数 × 1,500 円)	毎年 24,800 円＋ (請求項の数 × 1,900 円)
(第 10 年から第 25 年まで)	毎年 55,400 円＋ (請求項の数 × 4,300 円)	毎年 59,400 円＋ (請求項の数 × 4,600 円)

【適用の考え方】

2022 年 4 月 1 日以降に特許料を納付する場合には新料金が適用される。

2. 商標

項目	改定前金額(旧料金)	改定後金額(新料金)
商標登録料	区分数 × 28,200 円	区分数 × 32,900 円

分納額(前期・後期支払分)	区分数×16,400円	区分数×17,200円
更新登録申請	区分数×38,800円	区分数×43,600円
分納額(前期・後期支払分)	区分数×22,600円	区分数×22,800円
防護標章登録料	区分数×28,200円	区分数×32,900円
防護標章更新登録料	区分数×33,400円	区分数×37,500円

【適用の考え方】

2022年4月1日以降に商標登録料等を納付する場合には新料金が適用される。

但し、更新登録料が分割納付であり、後期分の納付の場合は以下のとおり。

・分割納付における前期分の納付日が2022年3月31日以前の場合：後期分は旧料金が適用される。

・分割納付における前期分の納付日が2022年4月1日以降の場合：後期分は新料金が適用される。

3. 国際出願 (PCT 出願)

項目	改定前金額(旧料金)	改定後金額(新料金)
送付手数料+国際調査手数料 (日本語)	80,000円 (内 送付手数料 10,000円)	160,000円 (内 送付手数料 17,000円)
送付手数料+国際調査手数料 (英語)	166,000円 (内 送付手数料 10,000円)	186,000円 (内 送付手数料 17,000円)
国際調査の追加手数料 (日本語)	60,000円× (請求の範囲の発明の数-1)	105,000円× (請求の範囲の発明の数-1)
国際調査の追加手数料 (英語)	126,000円× (請求の範囲の発明の数-1)	168,000円× (請求の範囲の発明の数-1)
予備審査手数料(日本語)	26,000円	34,000円
予備審査手数料(英語)	58,000円	69,000円
予備審査の追加手数料 (日本語)	15,000円× (請求の範囲の発明の数-1)	28,000円× (請求の範囲の発明の数-1)
予備審査の追加手数料 (英語)	34,000円× (請求の範囲の発明の数-1)	45,000円× (請求の範囲の発明の数-1)

【適用の考え方】

送付手数料：国際出願日が2022年4月1日以降の国際出願から新料金が適用される。

国際調査手数料・国際調査の追加手数料：国際出願日が2022年4月1日以降の国際出願から新料金が適用される。

予備審査手数料・予備審査の追加手数料：予備審査手数料の納付日が2022年4月1日以降であれば新料金が適用される。

4. 国際登録出願 (商標)

項目	改定前金額(旧料金)	改定後金額(新料金)
個別指定手数料 (登録料相当分)	区分数×28,200円	区分数×32,900円
個別指定手数料 (更新登録料相当分)	区分数×38,800円	区分数×43,600円

【適用の考え方】

2022年4月1日以降に個別指定手数料を納付する場合には新料金が適用される。

今回の料金改定に伴い、改定前に前倒しでの納付・出願等のお手続きをご希望の場合、お早めに弊所までご指示下さいますようお願い申し上げます。

2022年3月31日までに査定を受けていても、特許料及び商標登録料の納付が2022年4月1日以降になりますと、新料金が適用されますので、ご注意ください。

包括納付及び自動納付制度を利用している場合は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則に基づき、自動的に納付日が設定されます。2022年4月1日以降に納付日が設定される場合、新料金で徴収されることとなります。

また、本件の詳細（特に適用の考え方）につきましては、以下の特許庁リンク先内で分かり易く解説されておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

[令和3年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ（令和4年4月1日施行） | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

本件に関し、ご不明な点やご質問等ございましたらお問い合わせ (info@itohpat.co.jp) くださいますようお願い致します。

敬具